平成２２年（フ）第１７号
島根県益田市虫追町イ917番地２
債務者　柴田　鈴江
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後３時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　　尚
4　破産債権の届出期間　平成22年５月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年６月29日午前11時
6　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
松江地方裁判所益田支部

平成２２年（フ）第４８０号
東京都小平市栄町３丁目18番32号栄コーポ102号
債務者　山本耕二朗
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柳原　桑子
4　破産債権の届出期間　平成22年５月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年６月30日午後２時
6　免責意見申述期間　平成22年６月30日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第７４号
富山県射水市善光寺21番17号
債務者　坂井　敏枝
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高野　由雄
4　破産債権の届出期間　平成22年６月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年７月８日午前11時50分
6　免責意見申述期間　平成22年７月１日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２２年（フ）第９９号
広島県福山市御幸町大字中津原963番地、旧住所広島県広島市西地方町124番地963番地
債務者　猪原　克己
1　決定年月日時　平成22年４月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　成田　　学
4　破産債権の届出期間　平成22年７月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年９月３日午前11時15分
6　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第８６号
熊本市梶尾町1107番地102
債務者　曽根原寿夫
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柴田　憲保
4　破産債権の届出期間　平成22年５月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年７月15日午前10時
6　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第８７号
熊本市梶尾町1107番地102
債務者　曽根原友美
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柴田　憲保
4　破産債権の届出期間　平成22年５月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年７月15日午前10時
6　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第９５２号
横浜市都筑区川和町1545番地２
債務者　田丸　秀明
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　　慶
4　破産債権の届出期間　平成22年５月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年７月22日午後２時
6　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１５９号
北海道天塩郡豊富町字メナシベツ18線北２番地
債務者　千葉　敏裕
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　雄樹
4　破産債権の届出期間　平成22年６月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年７月29日午前10時
6　免責意見申述期間　平成22年７月22日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４７６号
東京都多摩市桜ヶ丘１丁目２番地の16
債務者　小林　真吾
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　土橋　　実
4　破産債権の届出期間　平成22年５月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年９月８日午前11時
6　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第４７７号
東京都多摩市桜ヶ丘１丁目２番地の16
債務者　小林　育美
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　土橋　　実
4　破産債権の届出期間　平成22年５月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年９月８日午前11時
6　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１３９号
新潟市東区新松崎３丁目21番10号
債務者　内田　悦子
1　決定年月日時　平成22年４月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　犬飼　善和
4　破産債権の届出期間　平成22年５月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月16日午前11時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３８３号
神戸市須磨区竜が台２丁目２番地市営竜が台住宅11－209号、従前の住所兵庫県明石市藤江1496番地の３
債務者　大黒　唯史
1　決定年月日時　平成22年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　　真
4　破産債権の届出期間　平成22年５月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月７日午前10時15分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２０１号
兵庫県姫路市家島町真浦289番地１
債務者　小島　光博
1　決定年月日時　平成22年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　立花　隆介
4　破産債権の届出期間　平成22年５月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月15日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
神戸地方裁判所姫路支部